資料4

平成 28 年 2 月 25 日
資金管理センター

資金管理業務規程「再資源化預託金等の運用の基本方針」の変更（案）

資金管理業務規程「再資源化預託金等の運用の基本方針」（以下「運用の基本方針」という。）について、下記の平成 28 年度以降の預託金の資金運用の変更（平成 27 年 12 月 7 日開催の第 64 回資金管理業務諮問委員会において、審議・承認済）に基づき変更する。

また、運用の基本方針に係る定期見直しについての規定を加える変更を行う。

（別紙1「新旧条文対照表」参照）

なお、この運用の基本方針の変更規定は、第 65 回資金管理業務諮問委員会の審議及び本財団理事会の議決を受けた後、経済産業大臣及び環境大臣の変更認可を受けてから適用する（平成 28 年 4 月 1 日からの適用を想定）。

1．平成 28 年度以降におけるラダー型資産構成の変更について

（1）現状のラダー型資産構成

10 年ラダー型運用については、法施行当初以降、以下の事由により、その採用がなされている。

①ラダー型の資産構成

ラダー型資産構成については、資産全体のうち、一定額が償還されるため、ある程度の流動性が確保される。また、特定年限の金利変動に影響されることなく、個々の運用期間の金利情勢に見合った運用が保たれことからラダー型資産構成を採用している。

②10 年の投資期間

自動車が使用済みとなった時点での再資源化等の実施に要する費用に充てることが使途の中心となる資金であるため、自動車の使用期間並びに債券調達の実現性を考慮した投資期間であることを要することから、投資期間を 10 年としている。

また、10 年ラダー型運用の採用以後、残存 2 年から残存 10 年の残高については、概ね同額となるように年度末にて調整を行ってきた。（平成 27 年度末時点での各年限における残高は 900 億円程度）

（2）平成 28 年度以降におけるラダー型資産構成

預託金の使途目的やキャッシュフローを考慮し、今後のラダー型運用について以下のとおりとする。

①ラダー型の資産構成

ラダー型資産構成については、毎年度における一定程度の流動性の確保及び金利変動の影響を考慮し、維持することとする。

②投資期間

投資期間については、10 年間という固定的な期間から自動車の平均使用年数（現状 15 年程度）を考慮した各年限の必要残高に応じたものとする。

③各年限の必要残高

下表を踏まえると、各年限の必要残高は、600 億円程度といえる。よって、各年度の残高を額面 600 億円程度とし、投資期間を延伸する。また、各年限における必要残高に変更があった場合には、資金管理業務諮問委員会にて審議いただいたうえで、変更を行う。

なお、新たなラダー型運用の構築においても、満期保有の原則に則り、債券の売却は行わない。

表 平成 26 年度における平均使用年数、主な収入・支出及び債券残高

	（平成 26 年度実績）
平均使用年数	14.6 年
新車購入時預託 収入/年	549 億円
払渡支出 輸出返還支出 支出合計/年	544 億円
債券残高 ÷ 平均使用年数	613 億円

２. 平成 28 年度以降における新規取得債券種別構成比の変更について

現状、当該年度における新規取得債券の取得割合は、リスク分散の観点から「市場における残存 10 年債券の残高比率に準じたもの」としている（平成 27 年度種別構成比目標：国債 93.3%、政府保証債 6.7%）。

一方、国債と政府保証債におけるリスク差異は、流動性リスク（当該債券を迅速にかつ適正な価格で売買できないリスク）のみであることから、満期保有を前提とする預託金運用においては、リスクの差異はないといえる。

ただし、万が一の場合における流動性を考慮し、国債に比べ流動性リスクが高い政府保証債の当該年度における取得額は、当該年度における国債の取得額を超えない範囲とする。

以上